

賃貸住宅退去時のトラブル

賃貸アパートを退去する際、原状回復費用として高額な費用を請求されました。きれいに使用してきたので、納得できません。



Q

通常の使用によって生じた損耗については原状回復費用を負担する必要はないと考えられます。原状回復費用とは、部屋を入居当時の状態に戻すための費用ではなく、借主の故意・過失等、通常の使用を超える損耗を修繕するための費用です。

原状回復の費用負担のあり方に関する一般的な基準として、国土交通省による「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」があります。法的な強制力はありませんが、納得できない請求に対して賃貸人と話し合う際に参考にしましょう。

自主交渉でトラブルが解決しない場合、少額訴訟、民事調停制度の利用を検討してみましょう。困ったときには、消費生活相談窓口にご相談ください。



A

3月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	3/ 6(火)、20(火)	22-1151
関ヶ原町	3/13(火)、27(火)	43-0070
養老町	3/ 5(月)、19(月)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
神戸町	3/12(月)、26(月)	27-3111
輪之内町	3/ 1(木)、15(木)	68-0185
安八町	3/ 8(木)、22(木)	64-3111